

別記
第1号様式 (第5条関係)

高等学校等修学金予約申請書

ふりがな			生年月日	年 月 日 (歳)	
申請者氏名					
住 所	〒		電話番号	(固定)	(携帯)
中学校等名	立 学校		年 月	卒業予定 卒業	
希望進学校	国公立の高等学校等		私立の高等学校等		
貸与希望額	月額	円	貸与希望期間	年 月から	年 月まで
世帯状況	氏 名	申請者 との続柄	年 齢 (倫4年1月1日現在)	所得の種類	備 考
		本人			
<p>京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例に基づき上記のとおり高等学校等修学金の貸与の予約を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名 (自 署)</p> <p>京都府知事 様</p>					
<p>上記について、同意します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">親権者又は 未成年後見人 〒 住所 (自 署)</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p style="text-align: right;">親 権 者 〒 住所 (自 署)</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p>京都府知事 様</p>					

注1 申請者が未成年者であるときは、親権者又は未成年後見人の連記が必要です。
 注2 申請者、親権者若しくは未成年後見人又は親権者は、それぞれが自筆により署名してください。
 注3 世帯の中で、主たる生計維持者が誰になるかを判断し、上記表の「申請者との続柄」欄に○をしてください。

◎ 修学支度金の貸与（貸付）についても希望されますか。いずれかに○をしてください。（手引きのP11～P14を参照）

- 1 希望する（検討中を含む）
- 2 希望しない

京都府修学支援特別融資利用申込書

年 月 日

京都府知事 様

利用申込者氏名
(主たる生計維持者)

京都府高校生等修学支援のための特別融資利子補給制度について、下記のとおり利用を申し込みます。

記

【利用申込者】(主たる生計維持者)

氏名	フリガナ	生年月日	電話番号
		年 月 日	
住所	フリガナ		
	〒 -		

※主たる生計維持者(生徒本人の父母等のうち所得金額の最も多い方)が申込者となります。

【生徒氏名等】

中学校等名	立 学校	年 月 卒業予定 卒業
希望進学校	国公立の高等学校等	私立の高等学校等
氏名	フリガナ	電話番号
住所	フリガナ	
	〒 -	

【世帯全員の所得状況】

単位：円

続柄	氏 名 (来年4月1日現在の年齢)	主たる 生 計 維持者	都道府県民税所得割額・ 市町村民税所得割額の合計額
本人	()		
	()		
	()		
	()		
	()		
	()		
	合 計		

※「世帯全員の所得状況」欄の記入に当たっては、12～13ページの申込書記入例を参照してください。

◎所得証明書類等を添付してください。

別記様式 3

第7号様式 (第6条関係)
その1

高等学校等修学資金貸与申請書 (貸与予定者用)

ふりがな 申請者氏名		貸与予定番号	
住 所		電話番号	(固定) ----- (携帯)
入学学校名	国立 公立 私立	学校 課程 科	通学区分 自宅通学 自宅外通学
貸与希望額	月額 円	貸与希望期間	年 月から 年 月まで
他の奨学金との併給状況	受給していない 受給中 (名称) 申請中 (名称)		
連帯保証人	ふりがな 氏 名	生年月日	年 月 日 (歳)
	住 所	電話番号	(固定) ----- (携帯)
<p>京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例に基づき上記のとおり高等学校等修学資金の貸与を申請します。 なお、上記修学資金の貸与を受けた上は、同条例及び京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則を守るとともに、特約事項に同意し、修学生としての義務についても誠実に履行することを誓約します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名 (自 署) 印</p> <p>京都府知事 様</p> <p>上記申請者が上記修学資金の貸与を受けた上は、本人及び連帯保証人相互に連帯して修学資金返還の責任を負うとともに、特約事項に同意し、届出その他の義務については誠実に履行することを誓約します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">連帯保証人氏名 (自 署) 印</p> <p>京都府知事 様</p> <p>上記について、同意します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">親権者又は未成年後見人 (自 署) 住所 氏名 印</p> <p style="text-align: right;">親権者 (自 署) 住所 氏名 印</p> <p>京都府知事 様</p> <p>上記の申請者について、本校に在学していることを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">学校長 印</p> <p>京都府知事 様</p>			

注 3 裏面の特約事項を確認の上、必ず自署及び押印してください。

注1 申請者が未成年者であるときは、親権者又は未成年後見人の連記押印が必要です。
 注2 申請者、連帯保証人、親権者若しくは未成年後見人又は親権者は、それぞれが自筆により署名し、押印してください。

特約事項

(遅延利息)

第1条 修学生(修学金貸与決定者に限る。以下同じ。)は、正当な理由なく修学金を返還すべき日までに返還しなかった場合は、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき法定利率による遅延利息を支払わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。

2 前項に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(連帯保証人)

第2条 連帯保証人は、この申請に基づく修学生の府に対する一切の債務について、修学生と連帯して保証するものとする。

2 知事は、連帯保証人の状況に重大な変更が生じた場合は、その変更を求めることができる。

3 修学生は、連帯保証人が死亡した場合その他の連帯保証人を変更する必要があるが生じた場合は、異動届を速やかに知事に提出しなければならない。

4 前項の異動届には、新たに連帯保証人となる者の同意書を添付しなければならない。

(申請内容等の調査)

第3条 修学生及び連帯保証人は、次のことを認めるものとする。

(1) 知事が、修学金の貸与又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、この申請の内容又は修学生若しくは連帯保証人の住所(以下「申請内容等」という。)について、市町村、府立学校以外の学校又は知事以外の府の機関に照会すること。

(2) 市町村、府立学校以外の学校又は知事以外の府の機関が前号に掲げる照会に対し回答をすること。

(3) 知事が、修学金の貸与又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、申請内容等に関する情報を当該情報の収集目的以外の目的で利用すること。

(期限の利益の喪失)

第4条 修学生は、第1号に該当する事由が生じた場合にあっては知事からの通知(公示送達による通知を含む。以下同じ。)を要さず、第2号から第5号までに該当する事由が生じた場合にあっては知事からの通知により、当然に分割弁済の期限の利益を失うものとし、府に対して、当該事由が生じた時に残っている債務の全部を即時に弁済しなければならない。

(1) 破産手続開始の決定を受けた場合その他の民法(明治29年法律第89号)第137条各号に定める場合

(2) 修学金以外の修学生の債務につき、次の事由があった場合

ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続その他の法令に基づく債務の整理の手続(破産手続を除く。)の申立て

イ 仮差押えその他の保全措置

ウ 強制執行(税の滞納処分及びその例による処分を含む。)

(3) 修学生が月賦償還の支払を通算して3回怠った場合(その回に支払うべき金額に満たない場合を含み、当該場合は、1回として計算する。)

(4) 修学生が住所を変更したにもかかわらず、知事に届出をしなかった場合

(5) 前各号に掲げる場合のほか、知事が債権保全上著しい支障があると認めた場合

(貸与額の減額)

第5条 知事、修学生及び連帯保証人は、京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則第2条第1項に規定する知事が別に定める資金の給付を当該修学生のために受ける者があるときの修学金の貸与月額を、この申請に係る申請書及び貸与決定通知書に記載された貸与月額(以下「減額前貸与月額」という。)にかかわらず、同項の規定により算出される貸与月額(以下「減額後貸与月額」という。)による額に減額することについて合意する。

2 前項の修学金の減額は、知事が修学生及び連帯保証人に対し修学金を減額する旨及び減額後貸与月額を通知することにより貸与期間の全期間の給付について適用されるものとする。

3 第1項の修学金の減額がされた場合において、知事から修学生に対し減額前貸与月額による修学金たる給付が支払われたときは、その支払われた修学金たる給付は、その後支払うべき減額後貸与月額の内払いとみなす。

(合意管轄)

第6条 修学金の貸与又は返還に関する紛争の管轄裁判所は、京都地方裁判所又は京都簡易裁判所とする。

条例、規則等に定める本制度の内容を理解した上で、この特約事項について同意します。

年 月 日

申請者氏名
(自 署)

㊟

年 月 日

連帯保証人氏名
(自 署)

㊟

年 月 日

親権者又は
未成年後見人氏名
(自 署)

㊟

年 月 日

親権者氏名
(自 署)

㊟

高等学校等修学金貸与申請書 (貸与予定者用)

申請者氏名 〒		貸与予定番号	
住 所		電話番号 (固定) (携帯)	
入学学校名 国立 公立 私立		学校 課程 科 通学区分 自宅通学 自宅外通学	
貸与希望額 月額 円		貸与希望期間 年 月から 年 月まで	
他の奨学金との併給状況 受給していない 受給中 (名称) 申請中 (名称)			
連帯保証人	氏 名 〒		生年月日 年 月 日 (歳)
	住 所		電話番号 (固定) (携帯)
京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例に基づき上記のとおり高等学校等修学金の貸与を申請します。 なお、上記修学資金の貸与を受けた上は、同条例及び京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則を守るとともに、特約事項に同意し、修学生としての義務についても誠実に履行することを誓約します。 年 月 日 申請者氏名 (自 署)			
京都府知事 様 上記申請者が上記修学資金の貸与を受けた上は、本人及び連帯保証人相互に連帯して修学資金返還の責任を負うとともに、特約事項に同意し、届出その他の義務については誠実に履行することを誓約します。 年 月 日 連帯保証人氏名 (自 署)			
京都府知事 様 上記申請者が上記修学資金の貸与を受けた上は、本人及び連帯保証人相互に連帯して修学資金返還の責任を負うとともに、特約事項に同意し、届出その他の義務については誠実に履行することを誓約します。 年 月 日 親権者又は未成年後見人 (自 署) 住所 氏名 親権者 (自 署) 住所 氏名			
京都府知事 様 上記の申請者について、本校に在学していることを証明します。 年 月 日 学校長			

注 3 裏面の特約事項を確認の上、必ず自署及び押印してください。

注 1 申請者が未成年者であるときは、親権者又は未成年後見人の連記押印が必要です。
 注 2 申請者、連帯保証人、親権者若しくは未成年後見人又は親権者は、それぞれが自筆により署名し、押印してください。

修学支度金貸与について (該当の場合のみチェックを記載)

<input type="checkbox"/>	修学支度金貸与について、貸与予約をしていたが、貸与を希望しない
--------------------------	---------------------------------

注 修学支度金を申請する場合は、別途第8号様式による申請が必要です。

特約事項

(遅延利息)

第1条 修学生（修学金貸与決定者に限る。以下同じ。）は、正当な理由なく修学金を返還すべき日までに返還しなかった場合は、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき法定利率による遅延利息を支払わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。

2 前項に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(連帯保証人)

第2条 連帯保証人は、この申請に基づき修学生の府に対する一切の債務について、修学生と連帯して保証するものとする。

2 知事は、連帯保証人の状況に重大な変更が生じた場合は、その変更を求めることができる。

3 修学生は、連帯保証人が死亡した場合その他の連帯保証人を変更する必要がある場合は、異動届を速やかに知事に提出しなければならない。

4 前項の異動届には、新たに連帯保証人となる者の同意書を添付しなければならない。

(申請内容等の調査)

第3条 修学生及び連帯保証人は、次のことを認めるものとする。

(1) 知事が、修学金の貸与又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、この申請の内容又は修学生若しくは連帯保証人の住所（以下「申請内容等」という。）について、市町村、府立学校以外の学校又は知事以外の府の機関に照会すること。

(2) 市町村、府立学校以外の学校又は知事以外の府の機関が前号に掲げる照会に対し回答をすること。

(3) 知事が、修学金の貸与又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、申請内容等に関する情報を当該情報の収集目的以外の目的で利用すること。

(期限の利益の喪失)

第4条 修学生は、第1号に該当する事由が生じた場合にあっては知事からの通知（公示送達による通知を含む。以下同じ。）を要さず、第2号から第5号までに該当する事由が生じた場合にあっては知事からの通知により、当然に分割弁済の期限の利益を失うものとし、府に対して、当該事由が生じた時に残っている債務の全部を即時に弁済しなければならない。

(1) 破産手続開始の決定を受けた場合その他の民法（明治29年法律第89号）第137条各号に定める場合

(2) 修学金以外の修学生の債務につき、次の事由があった場合

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続その他の法令に基づく債務の整理の手続（破産手続を除く。）の申立て

イ 仮差押えその他の保全措置

ウ 強制執行（税の滞納処分及びその例による処分を含む。）

(3) 修学生が月賦償還の支払を通算して3回怠った場合（その回に支払うべき金額に満たない場合を含み、当該場合は、1回として計算する。）

(4) 修学生が住所を変更したにもかかわらず、知事に届出をしなかった場合

(5) 前各号に掲げる場合のほか、知事が債権保全上著しい支障があると認めた場合

(貸与額の減額)

第5条 知事、修学生及び連帯保証人は、京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則第2条第1項に規定する知事が別に定める資金の給付を当該修学生のために受ける者があるときの修学金の貸与月額を、この申請に係る申請書及び貸与決定通知書に記載された貸与月額（以下「減額前貸与月額」という。）にかかわらず、同項の規定により算出される貸与月額（以下「減額後貸与月額」という。）による額に減額することについて合意する。

2 前項の修学金の減額は、知事が修学生及び連帯保証人に対し修学金を減額する旨及び減額後貸与月額を通知することにより貸与期間の全期間の給付について適用されるものとする。

3 第1項の修学金の減額がされた場合において、知事から修学生に対し減額前貸与月額による修学金たる給付が支払われたときは、その支払われた修学金たる給付は、その後支払うべき減額後貸与月額の内払いとみなす。

(合意管轄)

第6条 修学金の貸与又は返還に関する紛争の管轄裁判所は、京都地方裁判所又は京都簡易裁判所とする。

条例、規則等に定める本制度の内容を理解した上で、この特約事項について同意します。

年 月 日

申請者氏名
(自 署) ㊟

年 月 日

連帯保証人氏名
(自 署) ㊟

年 月 日

親権者又は
未成年後見人氏名
(自 署) ㊟

年 月 日

親権者氏名
(自 署) ㊟

高等学校等修学金貸与申請書（貸与予定者用）

<small>ふりがな</small> 申請者氏名		貸与予定番号	
〒		電話番号	(固定) ----- (携帯)
入学学校名	国立 公立 私立	学校 課程 科	通学区分 自宅通学 自宅外通学
貸与希望額	月額 円	貸与希望期間	年 月から 年 月まで
他の奨学金との併給状況	受給していない 受給中 (名称) 申請中 (名称)		
連帯保証人	<small>ふりがな</small> 氏名	生年月日	年 月 日 (歳)
	〒	電話番号	(固定) ----- (携帯)
<p>京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例に基づき上記のとおり高等学校等修学金の貸与を申請します。 なお、上記修学資金の貸与を受けた上は、同条例及び京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則を守るとともに、特約事項に同意し、修学生としての義務についても誠実に履行することを誓約します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名 (自 署) ㊟</p> <p>京都府知事 様</p> <p>上記申請者が上記修学資金の貸与を受けた上は、本人及び連帯保証人相互に連帯して修学資金返還の責任を負うとともに、特約事項に同意し、届出その他の義務については誠実に履行することを誓約します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">連帯保証人氏名 (自 署) ㊟</p> <p>京都府知事 様</p> <p>上記について、同意します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">親権者又は未成年後見人 (自 署) 住所 氏名 ㊟</p> <p style="text-align: right;">親権者 (自 署) 住所 氏名 ㊟</p> <p>京都府知事 様</p> <p>上記の申請者について、本校に在学していることを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">学校長 印</p> <p>京都府知事 様</p>			

注 3 裏面の特約事項を確認の上、必ず自署及び押印してください。

注 1 申請者が未成年者であるときは、親権者又は未成年後見人の連記押印が必要です。

注 2 申請者、連帯保証人、親権者若しくは未成年後見人又は親権者は、それぞれが自筆により署名し、押印してください。

修学支度金特別融資利子補給について（該当の場合のみチェックを記載）

<input type="checkbox"/>	修学支度金特別融資利子補給について、利用申込をしていたが、利用を希望しない
--------------------------	---------------------------------------

注 修学支度金特別融資利子補給を申請する場合は、別途第2号様式による申請が必要です。

特約事項

(遅延利息)

第1条 修学生(修学金貸与決定者に限る。以下同じ。)は、正当な理由なく修学金を返還すべき日までに返還しなかった場合は、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき法定利率による遅延利息を支払わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。

2 前項に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(連帯保証人)

第2条 連帯保証人は、この申請に基づく修学生の府に対する一切の債務について、修学生と連帯して保証するものとする。

2 知事は、連帯保証人の状況に重大な変更が生じた場合は、その変更を求めることができる。

3 修学生は、連帯保証人が死亡した場合その他の連帯保証人を変更する必要がある場合は、異動届を速やかに知事に提出しなければならない。

4 前項の異動届には、新たに連帯保証人となる者の同意書を添付しなければならない。

(申請内容等の調査)

第3条 修学生及び連帯保証人は、次のことを認めるものとする。

(1) 知事が、修学金の貸与又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、この申請の内容又は修学生若しくは連帯保証人の住所(以下「申請内容等」という。)について、市町村、府立学校以外の学校又は知事以外の府の機関に照会すること。

(2) 市町村、府立学校以外の学校又は知事以外の府の機関が前号に掲げる照会に対し回答をすること。

(3) 知事が、修学金の貸与又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、申請内容等に関する情報を当該情報の収集目的以外の目的で利用すること。

(期限の利益の喪失)

第4条 修学生は、第1号に該当する事由が生じた場合にあっては知事からの通知(公示送達による通知を含む。以下同じ。)を要さず、第2号から第5号までに該当する事由が生じた場合にあっては知事からの通知により、当然に分割弁済の期限の利益を失うものとし、府に対して、当該事由が生じた時に残っている債務の全部を即時に弁済しなければならない。

(1) 破産手続開始の決定を受けた場合その他の民法(明治29年法律第89号)第137条各号に定める場合

(2) 修学金以外の修学生の債務につき、次の事由があった場合

ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続その他の法令に基づく債務の整理の手続(破産手続を除く。)の申立て

イ 仮差押えその他の保全措置

ウ 強制執行(税の滞納処分及びその例による処分を含む。)

(3) 修学生が月賦償還の支払を通算して3回怠った場合(その回に支払うべき金額に満たない場合を含み、当該場合は、1回として計算する。)

(4) 修学生が住所を変更したにもかかわらず、知事に届出をしなかった場合

(5) 前各号に掲げる場合のほか、知事が債権保全上著しい支障があると認めた場合

(貸与額の減額)

第5条 知事、修学生及び連帯保証人は、京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則第2条第1項に規定する知事が別に定める資金の給付を当該修学生のために受ける者があるときの修学生の貸与月額を、この申請に係る申請書及び貸与決定通知書に記載された貸与月額(以下「減額前貸与月額」という。)にかかわらず、同項の規定により算出される貸与月額(以下「減額後貸与月額」という。)による額に減額することについて合意する。

2 前項の修学金の減額は、知事が修学生及び連帯保証人に対し修学金を減額する旨及び減額後貸与月額を通知することにより貸与期間の全期間の給付について適用されるものとする。

3 第1項の修学金の減額がされた場合において、知事から修学生に対し減額前貸与月額による修学金たる給付が支払われたときは、その支払われた修学金たる給付は、その後支払うべき減額後貸与月額の内払いとみなす。

(合意管轄)

第6条 修学金の貸与又は返還に関する紛争の管轄裁判所は、京都地方裁判所又は京都簡易裁判所とする。

条例、規則等に定める本制度の内容を理解した上で、この特約事項について同意します。

年 月 日

申請者氏名
(自 署)

㊦

年 月 日

連帯保証人氏名
(自 署)

㊦

年 月 日

親権者又は
未成年後見人氏名
(自 署)

㊦

年 月 日

親権者氏名
(自 署)

㊦

高等学校等修学支度金貸与申請書

貸与予定番号 * 中学校等在学時に貸与予定決定を受けておられる方のみ御記入ください。			
申請者氏名	生年月日	年 月 日 (歳)	
住 所	〒	電話番号	(固定) ----- (携帯)
入学 (在学) 学校名	国立 公立 私立	学校	課程 科 第 学年 (年次)
貸与区分	50,000円 (国公立の高等学校等)		250,000円 (私立の高等学校等)
他の入学支度金との併給状況	受給していない 受給中 (名称) 申請中 (名称)		
連帯保証人	氏 名	生年月日	年 月 日 (歳)
	住 所	〒	電話番号 (固定) ----- (携帯)
<p>京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例に基づき上記のとおり高等学校等修学支度金の貸与を申請します。 なお、上記修学支度金の貸与を受けた上は、同条例及び京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則を守るとともに、特約事項に同意し、修学生としての義務についても誠実に履行することを誓約します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名 (自署) ㊟</p> <p>京都府知事 様</p> <p>上記申請者が上記修学支度金の貸与を受けた上は、本人及び連帯保証人相互に連帯して修学支度金返還の責任を負うとともに、特約事項に同意し、届出その他の義務については誠実に履行することを誓約します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">連帯保証人氏名 (自署) ㊟</p> <p>京都府知事 様</p> <p>上記について、同意します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">親権者又は未成年後見人 (自署) 〒 住所 氏名 ㊟</p> <p style="text-align: right;">親権者 (自署) 〒 住所 氏名 ㊟</p> <p>京都府知事 様</p>			

注3 裏面の特約事項を確認の上、必ず自署及び押印してください。

注1 申請者が未成年者であるときは、親権者又は未成年後見人の連記押印が必要です。

注2 申請者、連帯保証人、親権者若しくは未成年後見人又は親権者は、それぞれが自筆により署名し、押印してください。

特約事項

(遅延利息)

- 第1条 修学生(修学支度金貸与決定者に限る。以下同じ。)は、正当な理由なく修学支度金を返還すべき日までに返還しなかった場合は、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき法定利率による遅延利息を支払わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。
- 2 前項に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(連帯保証人)

- 第2条 連帯保証人は、この申請に基づく修学生の府に対する一切の債務について、修学生と連帯して保証するものとする。
- 2 知事は、連帯保証人の状況に重大な変更が生じた場合は、その変更を求めることができる。
- 3 修学生は、連帯保証人が死亡した場合その他の連帯保証人を変更する必要がある場合は、異動届を速やかに知事に提出しなければならない。
- 4 前項の異動届には、新たに連帯保証人となる者の同意書を添付しなければならない。

(申請内容等の調査)

- 第3条 修学生及び連帯保証人は、次のことを認めるものとする。
- (1) 知事が、修学支度金の貸与又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、この申請の内容又は修学生若しくは連帯保証人の住所(以下「申請内容等」という。)について、市町村、府立学校以外の学校又は知事以外の府の機関に照会すること。
- (2) 市町村、府立学校以外の学校又は知事以外の府の機関が前号に掲げる照会に対し回答をすること。
- (3) 知事が、修学支度金の貸与又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、申請内容等に関する情報を当該情報の収集目的以外の目的で利用すること。

(期限の利益の喪失)

- 第4条 修学生は、第1号に該当する事由が生じた場合にあっては知事からの通知(公示送達による通知を含む。以下同じ。)を要さず、第2号から第5号までに該当する事由が生じた場合にあっては知事からの通知により、当然に分割弁済の期限の利益を失うものとし、府に対して、当該事由が生じた時に残っている債務の全部を即時に弁済しなければならない。
- (1) 破産手続開始の決定を受けた場合その他の民法(明治29年法律第89号)第137条各号に定める場合
- (2) 修学支度金以外の修学生の債務につき、次の事由があった場合
- ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続その他の法令に基づく債務の整理の手続(破産手続を除く。)の申立て
- イ 仮差押えその他の保全措置
- ウ 強制執行(税の滞納処分及びその例による処分を含む。)
- (3) 修学生が月賦償還の支払を通算して3回怠った場合(その回に支払うべき金額に満たない場合を含み、当該場合は、1回として計算する。)
- (4) 修学生が住所を変更したにもかかわらず、知事に届出をしなかった場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、知事が債権保全上著しい支障があると認めた場合

(合意管轄)

- 第5条 修学支度金の貸与又は返還に関する紛争の管轄裁判所は、京都地方裁判所又は京都簡易裁判所とする。

条例、規則等に定める本制度の内容を理解した上で、この特約事項について同意します。

年 月 日

申請者氏名
(自署)

㊦

年 月 日

連帯保証人氏名
(自署)

㊦

年 月 日

親権者又は
未成年後見人氏名
(自署)

㊦

年 月 日

親権者氏名
(自署)

㊦

京都府修学支度金特別融資申込資格認定申請書

年 月 日

京都府知事 様

申請者氏名

印

京都府高校生等修学支援のための特別融資利子補給金交付要綱に基づき、下記のとおり京都府修学支度金特別融資申込資格の認定について申請します。

記

【修学生】

学 校 名	学 年	入学年月日
国公立 私立	高等学校 課程 学 校	年 月 日

氏名	フリガナ	電話番号
住所	フリガナ	
	〒 -	

高等学校等修学資金 修学生番号 (未決定の場合は 貸与予定番号)	
-------------------------------------	--

【申込者】(主たる生計維持者)

氏名	フリガナ	電話番号
住所	フリガナ	
	〒 -	

申込金融機関 (番号に○を付けてください。)

1 京都銀行	3 京都中央信用金庫
2 京都信用金庫	4 京都北都信用金庫

備考 主たる生計維持者とは、修学生本人の父母又はこれに代わって家計を支えている者のうち所得金額の最も多い者をいう。

他の奨学金との併給状況
受給していない
受給中 (名称)
申請中 (名称)

個人情報の取扱いに関する同意書

私は、京都府高校生等修学支援のための特別融資利子補給金交付制度を利用するに当たり、融資実行に伴い関係金融機関に登録された私の次の個人情報を、京都府が事務処理のために利用することに同意します。

利子補給交付申請時に必要となる利子支払額等を、京都府から金融機関融資利用者に対して通知するために必要な情報(氏名、生年月日、郵便番号、住所、借入年月日、借入総額、借入利率、返済年月日、借入金残高、補給対象利子発生期間(日数)、補給対象利子金額、最終返済期日)

申請者氏名

印

京都府修学支援特別融資申込資格認定申請書

年 月 日

京都府知事 様

申請者氏名

印

京都府高校生等修学支援のための特別融資利子補給金交付要綱に基づき、下記のとおり
京都府修学支援特別融資申込資格の認定について申請します。

記

【高等学校等生徒】

学 校 名	学 年	入学年月日
国公立	年	年 月 日
私 立	年	年 月 日

氏名	フリガナ	電話番号
住所	フリガナ	
	〒 -	

【世帯全員の所得状況】

単位：円

続柄	氏名（4月1日現在の年齢）	主たる 生計維持者	都道府県民税所得割額と 市町村民税所得割額の合計額
	()		
	()		
	()		
	()		
	()		
	合 計		

【申込者】（主たる生計維持者）

氏名	フリガナ	生年月日	電話番号
		年 月 日	
住所	フリガナ		
	〒 -		
申込金融機関（番号に○を付けてください。）			
1 京都銀行		3 京都中央信用金庫	
2 京都信用金庫		4 京都北都信用金庫	
【融資コース】	1 一括融資コース	2 年度分割融資コース	

他の奨学金との併給状況
受給していない
受給中（名称）
申請中（名称）

上記の生徒について、本校に在学していることを証明します。 京都府知事 様 年 月 日 学校長	印
---	---

【必ず裏面も記載してください。】

特別控除額一覧

収入状況の算定において、下記に該当する項目があれば特別控除を行うことができますので、該当の項目に○を付け、控除額を合計してください。

記

特 別 の 事 情	特 別 控 除 額			
1 母子・父子世帯であること。	49万円			
2 就学者のいる世帯であること。	小学校	就学者一人につき(以下2において同じ)		8万円
	中学校			16万円
		自宅通学	自宅外通学	
	高等学校	国公立	28万円	47万円
		私立	41万円	60万円
	高等専門学校	国公立	36万円	55万円
		私立	60万円	80万円
	大 学	国公立	59万円	102万円
		私立	101万円	144万円
	専修学校	高等課程	国公立	17万円
私立			37万円	46万円
専門課程		国公立	22万円	62万円
		私立	72万円	112万円
3 障害のある者のいる世帯であること。	障害のある者1人につき 86万円			
4 長期に療養を要する者のいる世帯であること。	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額			
5 主たる生計維持者が別居している世帯であること。	別居のため特別に支出している年間金額。ただし、71万円を限度とします。			
6 火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯であること。	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害を受けて、将来長期にわたって、支出増又は収入減となると認められる年間金額			

備考 特別控除については、該当する特別の事情が2つ以上ある場合は、これらの特別控除額を合算して控除することができます。

控 除 額 計 (上表の4及び6を除く。)	万円
--------------------------	----

注 上表の4の長期療養支出額及び6の風水害等被害額がある場合は、金額の確認できる資料(領収書等)を添付してください。

個人情報の取扱いに関する同意書

私は、京都府高校生等修学支援のための特別融資利子補給金交付制度を利用するに当たり、融資実行に伴い関係金融機関に登録された私の次の個人情報を、京都府が事務処理のために利用することに同意します。

利子補給交付申請時に必要となる利子支払額等を、京都府から金融機関融資利用者に対して通知するために必要な情報(氏名、生年月日、郵便番号、住所、借入年月日、借入総額、借入利率、返済年月日、借入金残高、補給対象利子発生期間(日数)、補給対象利子金額、最終返済期日)

申請者氏名

Ⓔ

高等学校等修学金貸与申請書 (在学申請者用)

新規申請 継続申請		修学生番号 *初めて申請される方は記入不要です。			
申請者氏名		生年月日	年 月 日 (歳)		
住 所	〒	電話番号	(固定) (携帯)		
在学学校名	国立 公立 私立	学校 課程 科 第	学年 (年次) 通学区分 自宅通学 自宅外通学		
貸与希望額	月額 円	貸与希望期間	年 月から 年 月まで		
他の奨学金との併給状況	受給していない 受給中 (名称) 申請中 (名称)				
連帯保証人	氏 名	生年月日	年 月 日 (歳)		
	住 所	〒	電話番号 (固定) (携帯)		
世帯状況	氏 名	申請者との続柄	年 齢 (令和5年4月1日現在)	所得の種類	備 考
		本 人			
<p>京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例に基づき上記のとおり高等学校等修学金の貸与を申請します。 なお、上記修学金の貸与を受けた上は、同条例及び京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則を守るとともに、特約事項に同意し、修学生としての義務についても誠実に履行することを誓約します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 申請者氏名 (自署) ㊟</p> <p>京都府知事 様</p> <p>上記申請者が上記修学金の貸与を受けた上は、本人及び連帯保証人相互に連帯して修学金返還の責任を負うとともに、特約事項に同意し、届出その他の義務については誠実に履行することを誓約します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 連帯保証人氏名 (自署) ㊟</p> <p>京都府知事 様</p> <p>上記について、同意します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 親権者又は未成年後見人 (自署) 住所 氏名 ㊟</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 親 権 者 (自署) 住所 氏名 ㊟</p> <p>京都府知事 様</p> <p>上記の申請者について、本校に在学していることを証明します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 学校長 印</p> <p>京都府知事 様</p>					

注3 裏面の特約事項を確認の上、必ず自署及び押印してください。

注1 申請者が未成年者であるときは、親権者又は未成年後見人の連記押印が必要です。
 注2 申請者、連帯保証人、親権者若しくは未成年後見人又は親権者は、それぞれが自筆により署名し、押印してください。

特約事項

(遅延利息)

- 第1条 修学生（修学金貸与決定者に限る。以下同じ。）は、正当な理由なく修学金を返還すべき日までに返還しなかった場合は、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき法定利率による遅延利息を支払わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。
- 2 前項に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(連帯保証人)

- 第2条 連帯保証人は、この申請に基づき修学生の府に対する一切の債務について、修学生と連帯して保証するものとする。
- 2 知事は、連帯保証人の状況に重大な変更が生じた場合は、その変更を求めることができる。
- 3 修学生は、連帯保証人が死亡した場合その他の連帯保証人を変更する必要がある場合は、異動届を速やかに知事に提出しなければならない。
- 4 前項の異動届には、新たに連帯保証人となる者の同意書を添付しなければならない。

(申請内容等の調査)

- 第3条 修学生及び連帯保証人は、次のことを認めるものとする。
- (1) 知事が、修学金の貸与又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、この申請の内容又は修学生若しくは連帯保証人の住所（以下「申請内容等」という。）について、市町村、府立学校以外の学校又は知事以外の府の機関に照会すること。
- (2) 市町村、府立学校以外の学校又は知事以外の府の機関が前号に掲げる照会に対し回答すること。
- (3) 知事が、修学金の貸与又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、申請内容等に関する情報を当該情報の収集目的以外の目的で利用すること。

(期限の利益の喪失)

- 第4条 修学生は、第1号に該当する事由が生じた場合にあっては知事からの通知（公示送達による通知を含む。以下同じ。）を要さず、第2号から第5号までに該当する事由が生じた場合にあっては知事からの通知により、当然に分割弁済の期限の利益を失うものとし、府に対して、当該事由が生じた時に残っている債務の全部を即時に弁済しなければならない。
- (1) 破産手続開始の決定を受けた場合その他の民法（明治29年法律第89号）第137条各号に定める場合
- ア 修学金以外の修学生の債務につき、次の事由があった場合
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続その他の法令に基づく債務の整理の手続（破産手続を除く。）の申立て
- イ 仮差押えその他の保全措置
- ウ 強制執行（税の滞納処分及びその例による処分を含む。）
- (2) 修学生が月賦償還の支払を通算して3回怠った場合（その回に支払うべき金額に満たない場合を含み、当該場合は、1回として計算する。）
- (3) 修学生が住所を変更したにもかかわらず、知事に届出をしなかった場合
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、知事が債権保全上著しい支障があると認めた場合

(貸与額の減額)

- 第5条 知事、修学生及び連帯保証人は、京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則第2条第1項に規定する知事が別に定める資金の給付を当該修学生のために受ける者があるときの修学金の貸与月額を、この申請に係る申請書及び貸与決定通知書に記載された貸与月額（以下「減額前貸与月額」という。）にかかわらず、同項の規定により算出される貸与月額（以下「減額後貸与月額」という。）による額に減額することについて合意する。
- 2 前項の修学金の減額は、知事が修学生及び連帯保証人に対し修学金を減額する旨及び減額後貸与月額を通知することにより貸与期間の全期間の給付について適用されるものとする。
- 3 第1項の修学金の減額がされた場合において、知事から修学生に対し減額前貸与月額による修学金たる給付が支払われたときは、その支払われた修学金たる給付は、その後に支払うべき減額後貸与月額の内払いとみなす。

(合意管轄)

- 第6条 修学金の貸与又は返還に関する紛争の管轄裁判所は、京都地方裁判所又は京都簡易裁判所とする。

条例、規則等に定める本制度の内容を理解した上で、この特約事項について同意します。

年 月 日

申請者氏名
(自署)

㊟

年 月 日

連帯保証人氏名
(自署)

㊟

年 月 日

親権者又は
未成年後見人氏名
(自署)

㊟

年 月 日

親権者氏名
(自署)

㊟

第6号様式

京都府修学支援特別融資利子補給金交付申請書

年 月 日

京都府知事 様

申請者 申込資格認定番号

住所 〒

氏名

京都府高校生等修学支援のための特別融資利子補給金交付要綱に基づき、下記のとおり利子補給金の交付を申請します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 補給を受ける利子支払期間 年 月 ~ 年 月
- 3 借入金の内容

借入金融機関			
元借入金額		適用利率	
借入年月日		借入金残高(当初)	

- 注1 交付申請額は、借入金融機関に対して支払った利子相当額とする。
- 2 利子補給期間は、2の利子支払期間とする。

4 支払利子額の内訳

最終返済日	利子実支払額 (円)	左 の 計 算 基 礎		
		借入金残高(円)	期 間	日数(日)
			~	

第 7 号様式

京都府修学支度金特別融資利子補給金交付申請書

年 月 日

京都府知事 様

申請者 申込資格認定番号

住所 〒

氏名

京都府高校生等修学支援のための特別融資利子補給金交付要綱に基づき、下記のとおり利子補給金の交付を申請します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 補給を受ける利子支払期間 年 月 ~ 年 月
- 3 借入金残高 (当初) 円
- 4 支払利子額の内訳

最終返済日	利子実支払額 (円)	左 の 計 算 基 礎		
		借入金残高 (円)	期 間	日数 (日)
			~	

異 動 届

年 月 日

京都府知事 様

修学生番号

修学生氏名
(自署)

(在学校又は貸与終了時の在校校名)

連帯保証人氏名
(自署)

変更の場合
のみ新連帯
保証人が連
記押印のこ
と。

次のとおり異動がありましたので、届け出ます。

学 籍 の 異 動			住 所 ・ 氏 名 等 の 変 更	
<input type="checkbox"/> 休 学 <input type="checkbox"/> 長 欠 期 席	期 間	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 住 所 変 更 <input type="checkbox"/> 修 学 生 <input type="checkbox"/> 連 帯 保 証 人 <input type="checkbox"/> 親 権 者 又 は 未 成 年 後 見 人	変 更 日 年 月 日
	理 由			(新住所) 〒
	貸 与 の 停 止 希 望	年 月 分 から 年 月 分 まで		(新電話番号)
<input type="checkbox"/> 復 学	復 学 日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 氏 名 変 更 <input type="checkbox"/> 修 学 生 <input type="checkbox"/> 連 帯 保 証 人 <input type="checkbox"/> 親 権 者 又 は 未 成 年 後 見 人	(旧住所) 〒
	貸 与 の 再 開 希 望	年 月 分 から		(旧電話番号)
<input type="checkbox"/> 転 学	転 学 日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 連 帯 保 証 人 変 更 <input type="checkbox"/> 親 権 者 変 更	変 更 日 年 月 日
	転 学 校 前 名			(新住所) 〒
	転 学 校 先 名			(旧住所) 〒
<input type="checkbox"/> 退 学		年 月 日		(新) 氏名 (フリガナ) 〒 住所 電話番号 生年月日 年 月 日 (歳) (旧氏名)
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 学校長 [印] (転学の場合は、転学先の学校長)				

注 1 住所変更等に伴い修学資金の振込口座を変更する必要がある場合は、別途高等学校等修学資金貸与口座振替依頼書を提出してください。
 2 連帯保証人を変更する場合は、特約事項にも、新連帯保証人が自筆により署名し、押印してください。

特約事項

(遅延利息)

第1条 修学生は、正当な理由なく修学金又は修学支度金（以下「修学資金」という。）を返還すべき日までに返還しなかった場合は、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき次の各号に掲げる修学資金の区分に応じ当該各号に定める遅延利息を支払わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。

- (1) 平成28年度以前の年度分の修学資金 年10.75パーセントの割合で計算した額の遅延利息
- (2) 平成29年度以後の年度分の修学資金 法定利率による遅延利息

2 前項に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(連帯保証人)

第2条 連帯保証人は、修学生が京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例第3条第3項（ただし書を含む。）の規定による修学資金の貸与期間において貸与を受けている修学資金に関する府に対する一切の債務について、修学生と連帯して保証するものとする。

- 2 知事は、連帯保証人の状況に重大な変更が生じた場合は、その変更を求めることができる。
- 3 修学生は、連帯保証人が死亡した場合その他の連帯保証人を変更する必要がある場合は、異動届を速やかに知事に提出しなければならない。
- 4 前項の異動届には、新たに連帯保証人となる者の同意書を添付しなければならない。

(申請内容等の調査)

第3条 修学生及び連帯保証人は、次のことを認めるものとする。

- (1) 知事が、修学資金の貸与又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、修学資金の内容又は修学生若しくは連帯保証人の住所（以下「申請内容等」という。）について、市町村、府立学校以外の学校又は知事以外の府の機関に照会すること。
- (2) 市町村、府立学校以外の学校又は知事以外の府の機関が前号に掲げる照会に対し回答をすること。
- (3) 知事が、修学資金の貸与又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、申請内容等に関する情報を当該情報の収集目的以外の目的で利用すること。

(期限の利益の喪失)

第4条 修学生は、第1号に該当する事由が生じた場合にあっては知事からの通知（公示送達による通知を含む。以下同じ。）を要さず、第2号から第5号までに該当する事由が生じた場合にあっては知事からの通知により、当然に分割弁済の期限の利益を失うものとし、府に対して、当該事由が生じた時に残っている債務の全部を即時に弁済しなければならない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けた場合その他の民法（明治29年法律第89号）第137条各号に定める場合
- (2) 修学資金以外の修学生の債務につき、次の事由があった場合
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続その他の法令に基づく債務の整理の手続（破産手続を除く。）の申立て
 - イ 仮差押えその他の保全措置
 - ウ 強制執行（税の滞納処分及びその例による処分を含む。）
- (3) 修学生が月賦償還の支払を通算して3回怠った場合（その回に支払うべき金額に満たない場合を含み、当該場合は、1回として計算する。）
- (4) 修学生が住所を変更したにもかかわらず、知事に届出をしなかった場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、知事が債権保全上著しい支障があると認めた場合

(合意管轄)

第5条 修学資金の貸与又は返還に関する紛争の管轄裁判所は、京都地方裁判所又は京都簡易裁判所とする。

条例、規則等に定める本制度の内容を理解した上で、この特約事項について同意します。

年 月 日

連帯保証人氏名
(自署)

㊟

高等学校等修学金返還計画書

年 月 日

京都府知事 様

修学生番号

修学生氏名

(自署)

住 所 〒

印

電話番号 (固定)

(携帯)

連帯保証人氏名

(自署)

住 所 〒

印

電話番号 (固定)

(携帯)

親権者又は

未成年後見人氏名

(自署)

印

親権者氏名

(自署)

印

貸与を受けた京都府高等学校等修学金を下記のとおり返還します。

また、下記の個人情報の取扱いに関して同意します。

記

借 用 金 額	円			
返 還 回 数 (年 数)	回 (年 ヶ月)			
返 還 方 法	一 括	年 賦	半 年 賦	月 賦
総 返 還 回 数	1 回	回	回	回
1 回 当 たり の 返 還 額	/	各 回 00円 最終回 00円	各 回 00円 最終回 00円	各 回 00円 最終回 00円

注 1 修学生が未成年者であるときは、親権者又は未成年後見人の連記押印が必要です。

注 2 修学生、連帯保証人、親権者若しくは未成年後見人又は親権者は、それぞれが自筆により署名し、押印してください。

個人情報の取扱いに関する同意

修学生及び連帯保証人は、京都府高等学校等修学金の返還に当たり、指定納期限後に未納があった場合は、京都府が返還督促業務受託業者に対し次の個人情報を提供すること、及び返還督促業務受託業者が次の個人情報を事務処理のために利用することに同意します。

○返還金未納分の督促(催告)を返還督促業務受託業者が修学生、連帯保証人に対し実施するために必要な情報(氏名、生年月日、郵便番号、住所、電話番号、借入総額、未納額、未納回数)

高等学校等修学支度金返還計画書

年 月 日

京都府知事 様

修学生番号

修学生氏名

印

(自署)

住 所 〒

電話番号 (固定)

(携帯)

連帯保証人氏名

印

(自署)

住 所 〒

電話番号 (固定)

(携帯)

親権者又は

未成年後見人氏名

印

(自署)

親権者氏名

印

(自署)

貸与を受けた京都府高等学校等修学支度金を下記のとおり返還します。

また、下記の個人情報の取扱いに関して同意します。

記

借 用 金 額	円			
返 還 回 数 (年 数)	回 (年 月)			
返 還 方 法	一 括	年 賦	半 年 賦	月 賦
総 返 還 回 数	1 回	回	回	回
1 回 当 たり の 返 還 額		各 回 0 0 円 最終回 0 0 円	各 回 0 0 円 最終回 0 0 円	各 回 0 0 円 最終回 0 0 円

注 1 修学生が未成年者であるときは、親権者又は未成年後見人の連記押印が必要です。

2 修学生、連帯保証人、親権者若しくは未成年後見人又は親権者は、それぞれが自筆により署名し、押印してください。

個人情報の取扱いに関する同意

修学生及び連帯保証人は、京都府高等学校等修学支度金の返還に当たり、指定納期限後に未納があった場合は、京都府が返還督促業務受託業者に対し次の個人情報を提供すること、及び返還督促業務受託業者が次の個人情報を事務処理のために利用することに同意します。

○返還金未納分の督促(催告)を返還督促業務受託業者が修学生、連帯保証人に対し実施するために必要な情報(氏名、生年月日、郵便番号、住所、電話番号、借入総額、未納額、未納回数)

第23号様式(第15条関係)

高等学校等修学金返還猶予申請書

年 月 日

京都府知事 様

修学生番号

修学生氏名 (自署) (貸与終了時の在 schools 名) (印)

連帯保証人氏名 (自署) (印)

親権者又は未成年後見人氏名 (自署) (印)

親権者氏名 (自署) (印)

次のとおり修学金の返還猶予を申請します。

猶予を受けようとする期間	年 月から 年 月まで
猶予を受けようとする事由	

- 注 1 猶予を受けようとする事由を証明する書類を添付すること。
 2 修学生が未成年者であるときは、親権者又は未成年後見人の連記押印が必要です。
 3 修学生、連帯保証人、親権者若しくは未成年後見人又は親権者は、それぞれが自筆により署名し、押印してください。

第24号様式(第15条関係)

高等学校等修学支度金返還猶予申請書

年 月 日

京都府知事 様

修 学 生 番 号

修 学 生 氏 名

印

(自署)

(貸与時の在学学校名

)

連帯保証人氏名

印

(自署)

親 権 者 又 は

未 成 年 後 見 人 氏 名

印

(自署)

親 権 者 氏 名

印

(自署)

次のとおり修学支度金の返還猶予を申請します。

猶予を受けようとする期間	年 月 から 年 月 まで
猶予を受けようとする事由	

- 注 1 猶予を受けようとする事由を証明する書類を添付すること。
- 2 修学生が未成年者であるときは、親権者又は未成年後見人の連記押印が必要です。
- 3 修学生、連帯保証人、親権者若しくは未成年後見人又は親権者は、それぞれが自筆により署名し、押印してください。

